

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第22回）

日時：令和3年5月10日(月)13時

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

※報道機関は退出願います。

3. 対応方針

- 健康部
- 危機管理部
- 建設部
- 港湾部
- 学校部
- こども家庭部
- 福祉部
- 経済観光部
- 文化スポーツ部
- 交通部
- 行財政部
- 消防部

4. その他

新型コロナウイルス感染症対策について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：13,115件）

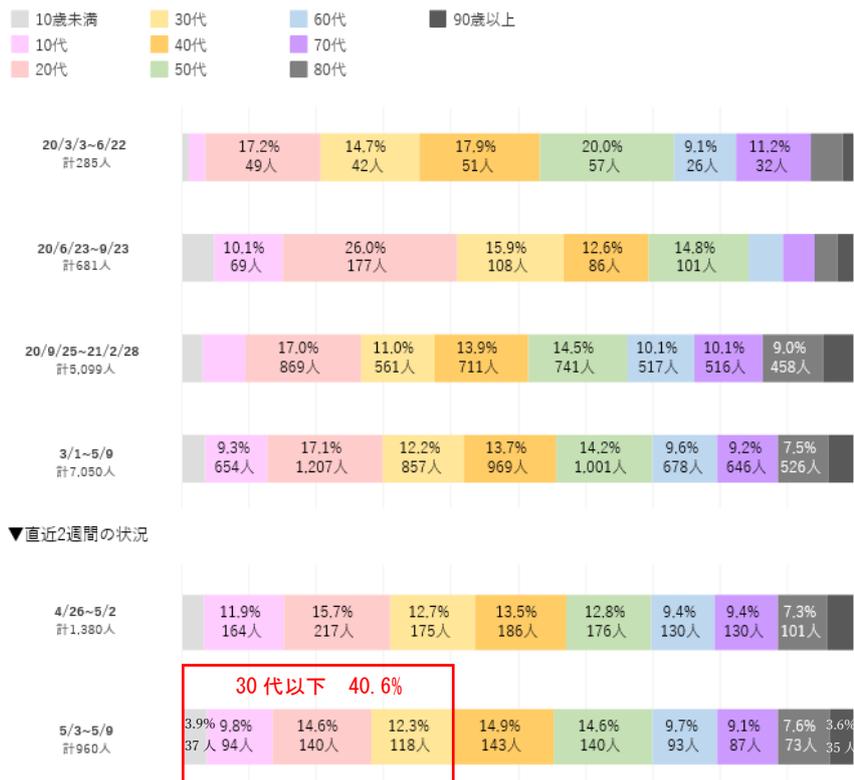
●直近の状況（発表日ベース）

5/3～ 1102人 前週の同日比（累計） -172人 -19%

	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	5/3~5/9	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
	感染者数	150	132	137	137	201	232	113
	累計/週	150	282	419	556	757	989	1102
	先週比（累計）	+28	-53	-161	-242	-172	-148	-254
	先週比（%）	+23%	-16%	-28%	-30%	-19%	-13%	-19%
先週	4/26~5/2	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2
	感染者数	122	213	245	218	131	208	219
	累計/週	122	335	580	798	929	1137	1356
先々週	4/19~4/25	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
	感染者数	142	156	235	194	227	261	187
	累計/週	142	298	533	727	954	1215	1402

(2) 年代別の発生届出状況

- 直近2週間では30代以下が40.6%を占めており、若年層を中心に発生患者数が増えている。
- 第4波に入ってから40代以下の死亡事例も6名（40代3名，30代以下3名）発生するなど、若い世代で重症化するケースが増えている。



	1～3波の死亡者	4波の死亡者
	～2021.2.28	2021.3.1～
30歳代以下	0	3
40歳代	2	3
50歳代	5	4
60歳代	11	5
70歳代	42	34
80歳代以上	145	118
計	205	167

※正式公表調整中のものを含む

(3) クラスターの発生状況

- ・クラスターの発生状況としては、5月9日現在、累計で118件。
- ・変異株の感染力の強さにより、感染がかなり拡大した後に把握される事例も多い。

	件数				件数合計	人数	
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~2/28	3/1~		人数	割合
保育所・学校	1	3	10	8	22	238	9.3%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	22	43	1032	40.3%
病院	2	1	14	6	23	1029	40.2%
公的機関	2	0	2	0	4	48	1.9%
民間事業所	0	0	5	7	12	103	4.0%
酒類提供飲食店	0	2	5	2	9	66	2.6%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	5	44	1.7%
合計	6	8	58	46	118	2,560	100%

(4) 変異株について

①変異株の概要

ウイルスは常に少しずつ変異することが知られており、新型コロナウイルスについても2週間程度で変異を繰り返していると言われている。この変異の中で、病気の感染力や免疫効果の低下に影響があると考えられる変異の有無を見ていくことが必要である。

現在、ヒトの細胞と結びつく部分に変異し、感染力の増加が懸念される①英国型(N501Y変異)の変異株や、感染力の増加に加え、免疫効果の低下が懸念される②南アフリカ型、ブラジル型、フィリピン型(N501Y変異+E484K変異)の変異株、さらには③新たな変異株(E484K変異のみ)も確認されている。

②本市の対応

神戸市では、検査の精度管理やクラスター事例の事後検証のため、市内医療機関の協力を得て全陽性検体の約5～6割を保健所が収集、健康科学研究所において自らゲノム解析を実施。この体制を活用し、変異株の発生以降も、変異株を迅速かつ的確に検出できる監視体制(今後の新たな変異株の確認も含む)を整え、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

神戸市内の変異株確認状況

○ 英国型の変異株 (N501Y 変異) ※これまでの神戸市内の全ての N501Y 変異株は英国型

届出日	市内新規陽性患者	変異株検査数	検査数の割合	変異株陽性数(1)	変異株の割合	ゲノム確定数(2)	ゲノム確定数の割合
2月1日-2月7日	265	144	54.3%	9	6.3%	8	5.6%
2月8日-2月14日	155	99	63.9%	17	17.2%	15	15.2%
2月15日-2月21日	111	64	57.7%	14	21.9%	10	15.6%
2月22日-2月28日	43	30	69.8%	9	30.0%	9	30.0%
3月1日-3月7日	137	90	65.7%	42	46.7%	42	46.7%
3月8日-3月14日	151	105	69.5%	77	73.3%	68	64.8%
3月15日-3月21日	171	109	63.7%	76	69.7%	68	62.4%
3月22日-3月28日	296	185	62.5%	142	76.8%	131	70.8%
3月29日-4月4日	534	297	55.6%	223	75.1%	203	68.4%
4月5日-4月11日	741	345	46.6%	314	91.0%	247	71.6%
4月12日-4月18日	1,180	549	46.5%	516	94.0%	360	65.6%
4月19日-4月25日	1,402	566	40.4%	505	89.2%	329※	58.1%
計	5,186			1,944		1,490	

変異株検査数割合は新規陽性患者の増加に伴い、一時的に低下しています。

○ 新たな変異株 (E484K 変異のみ)

69 (4/18時点) ⇒ 90 (4/25)

2 医療提供体制

(1) 医療提供体制の現状

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の状況			【参考】過去の入院・入所患者ピーク (9月~2月) (6月~9月) (3月~5月)		
	5/9	5/2	差	12/9	8/23	4/25
入院・入所患者	373人	370人	+3	304人	96人	140人
入院患者数	268人	237人	+31	170人	72人	106人
(うち重症)	(19人)	(19人)	—	(11人)	(8人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	105人	133人	-28	134人	24人	34人
自宅療養者	333人	332人	+1	—	—	—
入院調整中	1734人	1890人	-156	254人	36人	—

※市内在住者の数字

- 入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。また、

1月21日より、宿泊療養施設の入所よりも自宅での療養が適切な方については、一定の条件（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者）を設けて自宅療養を実施している。

①入院の状況

- ・爆発的な感染者数の急増を受け、5月9日現在で病床使用率は93%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は333人、入院待機者数も1734人（うち指定外医療機関、福祉施設で療養中253名）と大きく増加している。
- ・また、入院調整中の自宅待機者において、すぐに救急搬送すべき状態の方（経皮的動脈血酸素飽和度SpO₂90%未満）が毎日80~100人発生しているが、入院できるのは10~20名程度であり、それ以外は翌日に持ち越しとならざるを得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も4名発生している。

②自宅待機者等への往診等の実施

- ・急増している入院調整中の自宅待機者等に対し、できる限り受診（電話や往診）の機会を増えるよう、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日~）。診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。
- ・また、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日~）。
（5月8日現在 訪問診療・電話診療279件）

③病床確保

- ・医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており、これまでコロナ受入病床として211床を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療（入院・手術等）を制限することにより、受入病床9床を拡大し、220床を確保することとした。
- ・また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請するとともに、地域の基幹病院などに対して、個別訪問による受入要請を行った。
- ・その結果、新規受入2病院を含む11病院（公的4、民間7）から受入病床の拡大について申し出があり、5月10日（月）時点でさらに71床（うち神戸大学医学部附属病院にて重症病床5床）を拡大し、291床（うち重症病床46床）を確保している。
- ・また、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（71病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保に努めている。

○確保病床数

	増床数	市民病院機構 (3 病院)	その他市内医療機関 (15→17 病院) ※4/19 より	合計 (18→20 病院) ※4/19 より
4/15 (木) から	—	125 床	86 床	211 床
4/19 (月) から	+18 床 (4 病院：公的 1・民間 3)	125 床	104 床	229 床
4/22 (木) から	+7 床 (4 病院：公的 1・民間 3)	125 床	111 床	236 床
4/28 (水) から	+8 床 (1 病院：公的 1)	125 床	119 床	244 床
4/30 (金) から	+4 床 (1 病院：民間 1)	125 床	123 床	248 床
5/1 (土) から	+11 床 (2 病院：公的 1・民間 1)	125 床	134 床	259 床
5/7 (金) から	+8 床 (1 病院：民間 1)	125 床	142 床	267 床
5/10 (月) から	+24 床 (西神戸医療センター・ 神戸大学医学部附属病院)	134 床	157 床	291 床
増床数計	+80 床	+9 床	+71 床	+80 床

○市民病院での医療制限の状況

	外来	入院・手術等
中央	影響なし	4 割程度を制限 ※4/26 より
西	影響なし	4 割程度を制限
西神戸	影響なし	4 割程度を制限 ※5/10 より (病床拡大後)

※救急外来について

ウォークイン：各病院とも通常どおり

救急搬送：対応可能な病床の範囲内で受け入れ

○重症患者病床使用率 (5/9 時点) 76% (31 床/41 床) ※5 月 10 日より 46 床確保
うち重症者のみの使用率 46% (19 床/41 床)

(重症者入院内訳)

- ・中央市民病院 (重症者専用病床)：26 床/36 床

重症 (1 西 A)	14 人	計 26 人
中軽症～重症 (1 西 B)	12 人	

- ・神戸大学附属病院の重症者専用病床：5 床/5 床 ※5 月 10 日より 10 床確保

医療提供体制等の負荷

①病床のひっ迫具合 (5/9時点)

確保病床の使用率

93%

(248/267床)

ステージIIIの指標 (20%以上)
ステージIVの指標 (50%以上)

入院率

10%

(入院数/療養者数)

ステージIIIの指標 (40%以下)
ステージIVの指標 (20%以下)

重症者用病床

76%

(31/41床)

うち重症者のみ

46%

(19/41床)

ステージIIIの指標 (20%以上)
ステージIVの指標 (50%以上)

②療養者数

(人口10万人あたり)

160.2人

(5/9時点)

ステージIIIの指標 (20人以上)
ステージIVの指標 (30人以上)

感染の状況

③PCR陽性率

15.2%

(4/12~4/18)

ステージIIIの指標 (5%以上)
ステージIVの指標 (10%以上)

④新規報告数

(人口10万人あたり)

63.0人

(5/3~5/9)

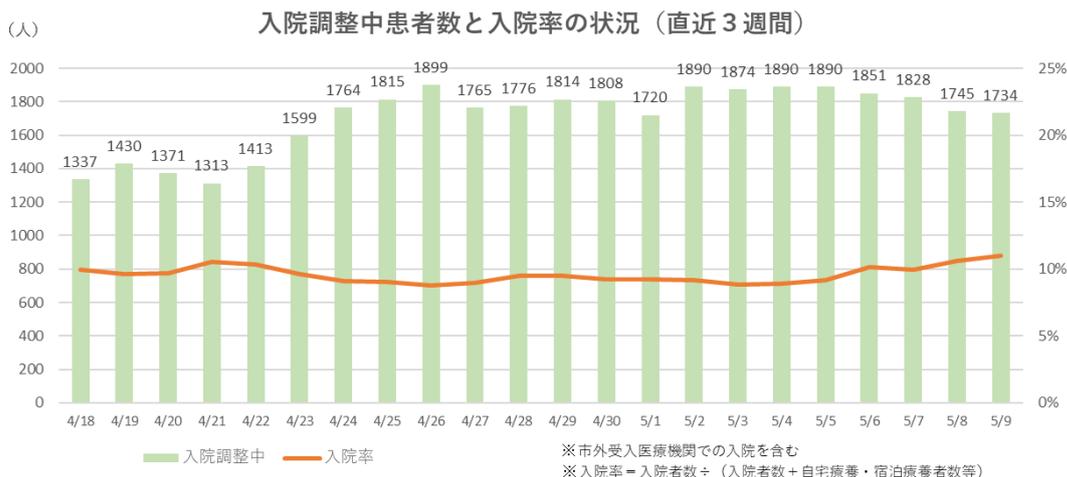
ステージIIIの指標 (15人以上)
ステージIVの指標 (25人以上)

⑤感染経路不明割合

44.2%

(5/3~5/9)

ステージIII・IVの指標 (50%以上)



(2) 宿泊療養施設の現状

- 医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保
- 5月9日時点で、116名入所中であり、全体の占有率は38.9%

施設名	入所状況
	(5/9時点)
ニチ学館 ポートアイランド宿泊棟 令和2年4月11日~	40/100室 40%
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 令和2年8月19日~	43/110室 39%
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日~	33/88室 38%

※市外在住者を含む

(3) 自宅療養の現状（5月9日時点 333人）

(ア) 対象者

次の①かつ②に該当する者。

- ①無症状または軽症で、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者
- ②独居の者は、自ら健康管理できる方で感染症対策の取れる方や、同居者がいても個室隔離や消毒などの感染症対策の取れる者

(イ) 健康観察

各保健センターが以下の通り自宅療養者の健康観察を実施。

- ①健康管理アプリ（2月4日より運用開始）または電話にて1日1回本人の健康状態を確認しており、必要に応じて訪問も実施。
- ②症状の悪化を早期に見つけるために、パルスオキシメーター（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器。全市で1,550台を確保。）を全員に貸し出し、本人による1日2回のチェックを実施。
- ③自宅療養中に状態が悪化した場合は、24時間対応の区の保健センターに本人から連絡していただき、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握するようにしている。その際、救急搬送が至急必要な場合は、消防局と連携をとりながら入院先の調整を行い、救急車での搬送を実施。
- ④自宅療養者等が急増している自宅待機者等に対し、できる限り受診（電話や往診）の機会が増えるよう、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日～）。また、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日～）。診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。

【再掲】

(ウ) 自宅療養支援セット

令和3年2月8日より、自宅療養となった方のうち、食料調達が困難な方には10日分の食品（レトルト食品、飲料など）と日用品（マスク、手指消毒薬、ゴミ袋など）を無償で配布。

5月6日現在1,183セットを配布済み

○自宅療養支援セットの送付年代数（5月6日時点）

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
51人	110人	181人	186人	218人	181人	110人	96人	42人	8人	1,183人

3 感染拡大防止

(1) 相談状況（令和2年1月27日～令和3年5月7日）

※③チャットボットは3月31日まで

相談窓口	件数（件）
①各保健センター（令和2年1月29日～）， 保健所予保健課（令和2年1月27日～）	13,317
②新型コロナウイルス専用健康相談窓口（令和2年2月1日～） ※旧「帰国者・接触者相談センター」の件数含む	113,832
③チャットボット相談（令和2年5月20日～） 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず，スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	41,213
計	168,362

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日1,047件

※専用健康相談窓口直近（1週間）平均相談件数：478件（令和3年5月1日～5月7日）

(2) PCR検査体制について

市内で一日あたり最大1,300検体の検査体制を確保。

（当初令和2年1月末時点24検体（健康科学研究所のみ）→令和3年4月1日～1,300検体）

検査機関名	検査能力	備考
健康科学研究所	142 検体/日	当初 24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充（11/30～） （ドライブスルー方式）
プール検査	618 検体/日	令和3年4月1日～
合計	1,300 検体/日	

(3) 積極的検査の実施状況

(ア) 医療機関，福祉施設，学校園

- ・患者発生の場合，国基準（濃厚接触者）を超え，積極的検査を引き続き実施する。

(イ) 酒類を提供する飲食店（8月20日から開始）

- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため，11月19日より「基本的に店名は公表しない」として積極的に検査申し込みができるようにし，市内飲食店（約14,000件）に12月11日に通知した。

- ・検査実績 令和2年度；35店 206名うち2年11月19日以降では31店 186名
令和3年度；9店 50名（4月1日～4月22日）

(ウ) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

- ・検査資源を最大限・効果的に活用しながら、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接処遇職員に対して積極的検査を11月25日から実施。

※施設の職員約5,900人(125施設)に対し順次実施

検査実績 103施設 4,566件

- ・さらに、感染拡大・クラスター防止を強化するために、民間検査機関によるプール検査(4検体をまとめて検査を行う)を活用することで、令和3年4月1日から、対象施設を老人保健施設、グループホーム等の全ての入所施設に拡大し、さらに国が示している検査対象施設の範囲を超えて全ての通所施設にも拡大。(通所施設については政令市初)

- ・対象施設及び対象者

高齢者、障害児・者入所及び通所施設における直接介護等に従事する職員

【入所施設】 高齢施設 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

障害施設 施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助(グループホーム)

【通所施設】 高齢施設 通所介護(デイサービス)、通所リハ、地域密着通所

障害施設 生活介護(デイサービス)、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)、就労移行支援

※下線：令和3年度追加実施施設

※国の要請を超えて通所施設についても実施

- ・検査施設数及び検査人数

対象施設は検査手順に同意した施設

※最大約1,600施設(約38,000人)

※令和2年度の計画的検査(令和2年11月25日～令和3年3月末日)における同意率は約50%

- ・検査期間

令和3年4月1日～半年程度(ワクチンの接種状況による)

月1回程度のペースで定期的に実施

※これまで、検査手順に同意した全ての施設の検査完了に約4か月を要していたものを、プール検査の活用により約1か月に短縮

※更なる感染拡大・クラスター防止体制強化のために、検査対象を「ワクチン未接種」の施設とすることにより、更なる検査期間の短縮を行い、最終的には2週間程度を目指す。

- ・検査実績 246施設 6,154件(5月7日時点)

(エ) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査(12月1日から開始)

高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合(新規発生・施設での積極的検査による発生)、上記に優先して、当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施。

- ・検査実績 令和2年度 28施設(40回) 1,494件
令和3年度 11施設(15回) 1,301件(4月1日～5月7日)

(4) 感染症神戸モデルの強化(早期探知地域連携システム)

感染症神戸モデル(保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み)を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

具体的には、神戸モデル推進チームによる、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策を行う。

(増員した保健師を含め、区の保健師がチームを組んで地域の施設を巡回訪問等により、感染対策の助言指導を行う。)

1. 全施設(高齢者施設・障害者施設・学校・保育施設等)におけるセルフチェック
 - ・これまでの新型コロナウイルス感染症のクラスター事例から、施設でのチェックポイントをまとめ、施設でセルフチェックしてもらい、感染症対策の不十分などところがないか確認してもらおう。
 - ・セルフチェックで対策が不十分な項目が多く、対応について悩んでいる施設へは訪問などにより助言指導する。
 - ・継続してチェック、地域の感染対策の状況を集約できるよう、ICTの活用
2. これまでにクラスター化した施設の再発防止
 - ・これまでに複数の感染者が発生した施設の中で、特にハイリスク者を対象とする施設を中心に、感染予防対策が継続して実施されているか、巡回訪問によりチェックを行い、再発防止に努める。

(5) 積極的疫学調査等の重点化

感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が難しくなっていることから、当面の間、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

4 医療機関支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

(ア) 入院勧告を受けた患者及び疑似症患者の入院受け入れに対して、

- ・患者1人あたり12,000円×入院日数(上限20日)
- ・平日1人1回30,000円、土日祝1人1回60,000円を加算

(イ) 検査のための検体採取に対して、

- ・令和2年4月1日～5月21日(緊急事態宣言中)の採取 4,000円×被検査人数
- ・令和2年5月22日以降の採取 3,000円×被検査人数

(2) こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

(ア) 院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修、i P a dなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など、市が掲げる取り組みのうち3つ以上の実施に対して、1月あたり30万円

(イ) 院内感染防止追加対策

基本対策に加えて、原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上の設置に対して、1月あたり550万円

(ウ) 発熱等救急患者受入れ対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受入れに対して、患者1人あたり3万円

(3) 遠隔ICUシステム（8医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者が市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し、中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう、株式会社T-I C Uが提供する「遠隔ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し、T-I C Uに登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ、生体情報モニター、電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行う。

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-I C Uに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言を行う。

(4) コロナ治癒後の転院促進

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者については、病状に応じて適切な医療機関、病床等で療養いただき、救急等の通常医療の病床を確保することが必要である。

そのため、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（71病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保に努めている。

万が一、受入患者を発生源とした院内感染が発生した場合は、保健所からの指示による病院閉鎖に伴う新規入院患者の受入れ減少等に対して補填を行う。

5 情報発信・風評被害対策など

(1) 情報発信・風評被害対策

- ・新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発（下記参照）。
- ・偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなどの基礎知識や、受診・検査や入退院などのフローチャートを市のホームページに掲載するなど、正確な情報を発信する。
- ・令和2年9月より募集していた医療従事者等へ感謝の気持ちを伝える感謝・応援メッセージ（41件）を市内医療機関等へ送付。
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し、5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信を開始した。また、神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信（5月9日現在で約15万回再生）。
- ・さらに近日中に、感染患者の実体験をホームページにて音声データで発信し、新型コロナの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけていく。



(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのこころの相談

各区保健福祉部等において、保健師及び精神保健福祉相談員が対応。

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に令和2年6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 234件（令和3年4月末現在）

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康電話相談」（令和2年12月～2回線増設し計4回線）を運営するとともに、弁護士及び専門職が相談に応じる「くらしとこころの総合相談会」をハローワークにて実施（令和2年7月～）。

- ・「自殺予防とこころの健康電話相談」相談件数

令和2年度	3,848件	（前年度比	126%）
令和3年度（4月末現在）	441件	（前年同月比	179%）

- ・「くらしとこころの総合相談会」相談件数
令和2年7月～令和3年4月 152件

6 市民への要請状況

市民・事業者に対して、若年層にも有効な SNS などの広報媒体も最大限活用し、具体的でわかりやすい事例や対策を紹介し、感染防止対策の徹底を改めて求める。

《最重点感染防止対策》

感染者の8割程度は、十分な距離を取らず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。そこで、神戸市として特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3/31に公開した、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

7 新型コロナワクチン

(1) ワクチン接種の意義

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するものであり、新型コロナウイルス感染症対策の切り札である。(発症予防効果は約95%と報告されている。)

多くの市民に接種を受けていただくことにより、

- ① 例えウイルスに感染しても、発症や重症化を防ぎ(接種を受けた本人の健康)、
- ② 入院患者が減少することにより病床のひっ迫を防ぐこと(発症者・重症者の発生抑制による医療提供体制の安定化)

につながる。

神戸市においても新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、市民に迅速でスムーズな接種が行えるよう必要な体制を整えるとともに、より多くの市民に対してワクチンの効果、安全性などの正しいデータを周知することにより、積極的に接種を呼び掛けていく。

なお、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法上、接種を受ける努力義務があるとされている。ただし、妊婦については接種データが少ないため努力義務から除外されている。

さらに、ファイザー社の新型コロナワクチンについては16歳以上が薬事承認の対象となっているため、16歳未満は接種対象外となっている。

発症・重症化予防を進めるとともに、神戸の医療提供体制を守るために、市内の医療関係者が一丸となった連携体制により、ワクチン接種を迅速に進め、7月末に高齢者接種終了を目指す。

(2) 推進体制

① ワクチン接種対策室設置（令和3年1月18日）

（2月15日 厚生労働省予防接種室（自治体サポートチーム）に職員1名を派遣）

② 神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部設置（令和3年4月27日）

ワクチン接種はこれまで経験したことのない複雑かつ膨大な事務を伴う事業であり、接種率向上や迅速な接種に向け、全庁挙げた協力体制が必要であることから、4月27日に「神戸市新型コロナワクチン庁内対策本部」を設置し、ワクチン接種に係る庁内体制を強化した。

③ 神戸市新型コロナワクチン接種連携本部設置（令和3年2月5日）

神戸市・一般社団法人神戸市医師会・公益社団法人神戸市民間病院協会・一般社団法人神戸市薬剤師会の四者合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を設置。

令和3年5月7日から、神戸市歯科医師会も参加。公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けのワクチンの迅速な接種に向け、連携して取り組んでいる。

(3) 市内ワクチン配送ネットワークの構築

① 「市内配送拠点」の設置

ワクチンを集中管理し、接種場所へ効率的に配送するために、神戸市独自策として「市内配送拠点」を各区役所に設置。

② 「ワクチン集中調整センター」の設置

市内のワクチンの状況を網羅的に把握し、必要な接種場所に、必要な量を即時に配分するための神戸市独自策の「ワクチン集中調整センター」を設置。

(4) スケジュール

3月1日	専用コールセンターの開設
3月14日	集団接種会場におけるシミュレーション
4月12日	高齢者施設での優先接種を段階的に開始
4月19日	接種券（75歳以上）の発送
4月20日	予約受付の開始
	※以下の取り組みにより予約受付体制を順次強化
	・コールセンターの受付体制の強化
	・接種予約サイトの受付機能の強化
	・新型コロナワクチン接種申込お助け隊の設置延長・拡大配置
5月10日	集団接種会場での接種開始
	※5/10（接種初日）は、630人の方が1回目接種を予約済み。
5月17日	個別接種場所（診療所・病院）での接種を順次開始
	接種券の発送（73歳以上75歳未満）
5月20日	接種券の発送（71歳以上73歳未満）
5月24日	接種券の発送（69歳以上71歳未満）
5月27日	接種券の発送（67歳以上69歳未満）

5月31日	接種券の発送（65歳以上67歳未満）
5月下旬	神戸市独自の大規模接種会場（歯科医師による接種体制）での接種開始（ハーバーランドセンタービル3階）
6月7日	（灘区）JR灘駅3階集団接種会場での接種開始
7月末	高齢者接種の終了見込み（予定）

（5）接種場所

市民に身近で健康状態を良く把握している病院・診療所等での「個別接種（4月15日時点734か所）」と、かかりつけ医がない方や診療所等の開院時間での接種が難しい場合などに備えた「集団接種会場」での接種を組み合わせる実施。

個別接種会場については、身近な接種場所であることから、さらなる確保に向けて調整を行う。

さらに5月下旬に、神戸市独自の大規模接種会場での接種開始（ハーバーランドセンタービル3階）

○集団接種会場（市内12か所）

各区1か所（北区・西区は2か所）に開設

医師会・民間病院協会・薬剤師会・看護協会・看護系大学からの出務により実施

公共交通機関での来場のみ	東灘区	御影公会堂
	灘区	JR灘駅（6月以降接種可）
	中央区	三宮OPA2
	兵庫区	兵庫区役所
	北区	①北区文化センター ②エコール・リラ ショッピングセンター
	長田区	長田区文化センター
	須磨区	須磨区役所
	垂水区	垂水区文化センター
	西区	①西神中央ビル ②西区役所(5月)⇒西水環境センター玉津処理場(6月以降)
車で来場も可能	イオンモール神戸南	

○大規模接種会場（神戸市独自に設置）

ワクチン接種を迅速に進め、発症・重症化予防を図るとともに、医療提供体制を守るために、神戸市独自の大規模接種会場を設置（歯科医師による接種体制）

開始時期：5月下旬

接種会場：神戸ハーバーランドセンタービル3階

規模：一般の集団接種会場（1日平均220人）の数倍程度

○診療所・病院（個別接種）

東灘区	109箇所	長田区	39箇所
灘区	81箇所	須磨区	81箇所
中央区	109箇所	垂水区	82箇所
兵庫区	52箇所	西区	88箇所
北区	93箇所	合計	734箇所

(4月15日現在)

(6) 予約・接種の状況

<接種状況>

医療従事者の接種状況（5月6日現在）

- ・約 33,000 人が1回目接種済（約 54%）
- ・約 14,000 人が2回目接種済（約 23%）

高齢者の接種状況（5月10日現在）

- ・15施設で1,490人が1回目接種済
- ・1施設で20人が2回目接種

<予約状況>（5月10日現在）

- ・133,971人が予約済（約 56%）
- うち 21,118 件がお助け隊のサポートによる予約（上記の約 16%）

(7) 接種後に副反応が発現した場合の24時間専用相談電話の設置

ワクチン接種後には、注射した部分の痛みなどの副反応が見られることがあるが、そのほとんどが接種後数日で回復する。一方、接種後、副反応を疑う重い症状が続き、受診すべきかどうか迷う場合については、まずかかりつけ医かワクチンを接種した医療機関へ相談していただく。集団接種会場でワクチンを接種した場合や、休日・夜間などかかりつけ医や医療機関に連絡が取れない場合に対応するため、「神戸市新型コロナワクチン副反応医療相談窓口」を設置。

1. 副反応医療相談窓口の概要

名称：新型コロナワクチン副反応医療相談窓口

電話番号：078-252-7155

電話での問い合わせが困難な方はFAX：078-570-5777

受付時間：24時間（土曜日・日曜日、祝日を含む）

対応言語：8か国語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語）（日本語以外は三者通話での相互通訳）

2. 運用開始日

令和3年5月10日（月）13時30分

（75歳以上の高齢者に対する集団接種会場でのワクチン接種開始日）

3. 相談体制

当初、看護師5名程度の体制で開始し、5月末までに10名体制に増員、その後最大20名まで増員予定

市長メッセージ

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、5月31日まで延長されることとなりました。

本市においては、新規感染者数は高止まりし、多数の新規感染者が連日発生しています。コロナ受入病床はひっ迫し、入院調整は日ごとにさらに悪化が進んでいる状況であり、医療提供体制はこれまでも増して危機的な状況に悪化し限界の状況となっています。

自宅で亡くなる方を一人でも少なくし、「助かる命を助けるため」に、引き続き、医療（自宅待機者への往診・電話診療を含む）・検査・相談体制の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、できることにはすべて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、この第4波から市民を守るために、本市として5月12日から5月31日までの間、以下の措置を講ずることとします。

一、市民病院及び市内医療機関との連携・協力のもと、全力でコロナ受入れ病床の確保や自宅療養者・入院待機者への対応を図るとともに、コロナ治癒後の転院受入れ可能な病院への転院を促進します。

一、ワクチンの接種率向上や迅速な接種に向け、庁内対策本部の下、全庁挙げた協力体制で取り組むとともに、連携本部を中心に、個別接種及び集団接種に加え、神戸市独自の大規模接種会場でのワクチン接種など、迅速かつ円滑に進めていくよう取り組みます。

一、市民の命を守るため日々困難な状況に向き合い対応している医療現場の状況をご理解いただき、市民のみなさまには、今できる対策である「不要不急の外出・移動の自粛」、「基本的感染防止対策」を徹底いただくよう、ご協力をお願いします。

一、国及び県の方針に基づき、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、引き続き、出勤者数の削減を徹底するよう、ご協力をお願いします。

一、児童生徒等の学びを保障するため、感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続します。

一、厳しい状況に置かれている市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施します。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、国及び県の定める対処方針を踏まえながら制限を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、引き続き、市営地下鉄、市バスについて、平日の終電繰り上げや土日祝日における減便を行います。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

本市の医療提供体制はこれまでも増して危機的状況となっています。この状況を根本的に改善するためには、感染者数を減少させて

いくことしか方法はなく、市民のみなさまお一人おひとりが、自覚、努力、行動を行うことが必要です。ご自身、ご家族、大切な方を守るためにも、引き続き、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛をお願いいたします。

令和3年5月10日

神戸市長 久元 喜造

令和3年4月24日決定

令和3年5月10日改定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、5月31日まで延長されることとなった。

本市においては、新規感染者数は高止まりし、多数の新規感染者が連日発生している。コロナ受入病床はひっ迫し、入院調整は日ごとにさらに悪化が進んでいる状況であり、医療提供体制はこれまでも増して危機的な状況に悪化し限界の状況となっている。

自宅で亡くなる方を一人でも少なくし、「助かる命を助けるため」に、引き続き、医療（自宅待機者への往診・電話診療を含む）・検査・相談体制の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全市を挙げて、できることにはすべて取り組み、感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、この第4波から市民を守るために、本市として5月12日から5月31日までの間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

爆発的な感染者数の急増を受け、5月9日現在で病床使用率は93%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は333人、入院待機者数も1734人（うち指定外医療機関、福祉施設で療養中253名）と大きく増加している。また、入院調整中の自宅待機者において、すぐに救急搬送すべき状態の方（経皮的動脈血酸素飽和度SP02 90%未満）が毎日80~100人発生しているが、入院できるのは10~20名程度であり、それ以外は翌日に持ち越しとならざるを得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も4名発生している。また、年代別の感染者数では、直近2週間において30代以下が40.6%を占めており、若年層を中心に発生患者数が増えている。第4波に入ってから40

代以下の死亡事例も6名（40代3名，30代以下3名。正式公表調整中のものを含む）発生するなど，若い世代で重症化するケースも増加している。

医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており，これまでコロナ受入病床として211床を確保していたが，この難局に対応するため，西神戸医療センターにおいて，さらに通常医療（入院・手術等）を制限することにより，受入病床9床を拡大し，220床を確保することとした。

また，神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において，本市の危機的な状況について報告し，会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請するとともに，地域の基幹病院などに対して，個別訪問による受入要請を行った。

その結果，新規受入2病院を含む11病院（公的4，民間7）から受入病床の拡大について申し出があり，5月10日時点でさらに71床（うち神戸大学医学部附属病院にて重症病床5床）を拡大し，291床（うち重症病床46床）を確保する。

コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（71病院）をコロナ受入病院に配布するとともに，治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い，稼働病床の確保を行う。

さらに，急増している入院調整中の自宅待機者等に対し，できる限り受診（電話や往診）の機会が増えるよう，市民病院機構では，患者の重症化を防止するため，特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日から）する。また，診療所等の民間医療機関についても往診等を実施する。さらに，神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日～）。（5月8日現在 訪問診療・電話診療279件）

感染拡大を防止するためには，まず，市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。「助かる命を助ける」ため，市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き，新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために，神戸市医師会と連携の上，診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（5月7日現在，247医療機関）し，市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保する。

さらに，感染者，その家族や，医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに，心のケアの相談体制を継続する。

また，偏見や差別を生む主な理由として，間違った認識によるものが多いことから，正しい情報を市民に伝えるために，感染症の知識や正しい行動，ワクチンの効果・安全性について普及啓発する動画を作成し，5月10日から市ホームページやワクチン集団接種会場，YouTube等を通じて配信を開始した。さらに，神戸市公式YouTubeチャンネルで「今，できることを～自分からできるコロナ対策

を考える」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信（5月9日現在で約15万回再生）する。

近日中に、感染患者の実体験をホームページにて音声データで発信し、新型コロナウイルスの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけていく。

2. 積極的疫学調査等の重点化

感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が難しくなっていることから、**当面の間**、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）。
更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防止対策を強化（2021年4月1日～）。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（2020年8月20日～）。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種予約に関して、75歳以上の方の受付開始（4月20日）当初、コールセンターへの電話、予約サイトへのアクセスが集中しつなかりにくくなる状況が発生したが、予約サイトの受付機能の強化、お助け隊の拡充配置、コールセンターの受付体制の強化によって状況は改善され、既に50%以上の方の予約が完了している。5月17日からは65歳以上75歳未満の方への接種券を送付するが、予約の殺到による混乱を避けるため、2歳刻みで段階的に発送する。

接種については、4月12日から高齢者入所施設（2施設）で開始し、300人に対して1回目の接種が完了。施設入所者以外の高齢者に対しては、5月10日から集団接種会場での接種を開始し、17日から準備の整った個別接種施設（診療所・病院）での接種を開始する。

神戸市医師会・神戸市民間病院協会・神戸市薬剤師会と合同で発足した「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」について、5月7日には神戸市歯科医師会が新たに参画し、歯科医師による大規模接種会場でのワクチン接種を行うこととなった。集団接種会場・個別接種会場に加え、この大規模接種会場を5月下旬から設置することで、ワクチン接種を迅速に進め、高齢者接種の7月末終了を目指す。

また、ワクチン接種はこれまで経験したことのない複雑かつ膨大な事務を伴う事業であり、接種率向上や迅速な接種に向け、全庁挙げた協力体制が必要であることから、4月27日に「神戸市新型コロナウイルスワクチン庁内対策本部」を設置し、ワクチン接種に係る庁内体制を強化した。

予約・接種の状況

<接種状況>

医療従事者の接種状況（5月6日現在）

- ・約33,000人が1回目接種済（約54%）
- ・約14,000人が2回目接種済（約23%）

高齢者の接種状況（5月10日現在）

- ・15施設で1,490人が1回目接種済
- ・1施設で20人が2回目接種

<予約状況>（5月10日現在）

- ・133,971人が予約済（約56%）
うち21,118件がお助け隊のサポートによる予約（上記の約16%）

6. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取り組みについての呼びかけ等を行う。

<基本的感染防止対策>

- ①日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するとともに、混雑している場所を避けて行動すること。
- ②感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ③不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ④路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ⑤国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑥市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑦3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑧業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑨業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑩施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

これ以上の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取り組み）を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

<<最重点感染防止対策>>

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、

- ・ 1m 以上距離をとる。
- ・ 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- ・ 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3月31日に公開した屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

< 5つの場面の注意喚起 >

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、対象施設を拡大するとともに検査期間を短縮した高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査について継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。【再掲】

10. 経済対策について

本年1月の緊急事態宣言に続き、3月にはまん延防止等重点措置が適用されるなど、市内事業者は長期間に渡り大きな影響を受けてきた。さらにこの度の緊急事態宣言の発令により、市内事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えている。

このような市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施していく。

また、現在実施中の各種支援施策についても関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続き等に努める。

(現在実施中の主な支援施策)

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
＜対象事業者＞

兵庫県が要請した2月8日から3月31日までの時短営業に応じた飲食店事業者

②家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や①の協力金を受給し、かつ事業のために市内に建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を賃借している事業者

③事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

11. 市有施設等の対応

5月12日から5月31日までの間、市有施設は、19時までの開館とし、兵庫県の対応方針に沿って対応する。

なお、文化センター及び屋内の運動施設等は開館時間を17時まで、博物館等は17時30分までとする。自然の家等の野外活動施設は引き続き休園とする。

都市公園等については、有料公園は開園するが、王子動物園及び一部施設の閉鎖は継続するとともに、園内での飲酒や大人数での食事は禁止する。

社会生活の維持に必要な催物の利用については、この限りでない。

図書館については、入場整理のうえ、引き続き開館時間を20時までとする。

神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館する。

12. イベント等

5月12日から5月31日までの間、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で21時まで終了するとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下、収容定員が設定されていない場合は、人と人との距離を十分に確保する(1m)ことを基準とする。ただし、5月12日までにチケットが販売された催物については、この限りではない。

主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

現在実施している市営地下鉄及び市バスの減便、市営地下鉄西神・山手線の終電繰上げを当面の間継続する。

(参考) 現在の実施内容

1. 市営地下鉄

【西神・山手線】

- ・平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便
- ・平日の終電を約 30 分繰り上げ

【海岸線】

- ・平日、土日祝日 22 時以降のダイヤを概ね 2 割程度減便

2. 市バス

- ・主要系統（2, 7, 16, 36, 64, 92 系統）の土日祝日の運行本数を、4 月 1 日ダイヤ改正前に比較して概ね 2 割程度減便
- ・25 系統（三宮バスターミナル—森林植物園）の土日祝日の運行本数を約 5 割減便
- ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便を運休

14. 全庁を挙げた体制整備

災害対応時と同様に新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種体制の整備に取り組む必要があり、職員が一丸となり、全庁を挙げて必要な部門への体制を強化する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。